

## 「中小 M&amp;A 推進計画」の主な取組状況(令和4年6月 21 日時点)

		「中小 M&A 推進計画」における記載内容	これまでの取組状況	今後の取組方針
<b>小規模・超小規模 M&amp;A の円滑化</b>				
課題①－ i : 事業承継・引継ぎ支援センターと M&A 支援機関の対応不足				
取組①: 事業承継・引継ぎ支援センターと M&A 支援機関の連携強化(センター間の連携強化を含む)				
	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商工団体や地域金融機関、士業等専門家をはじめとする M&amp;A 支援機関と事業承継・引継ぎ支援センターの連携を強化するため、これまで事業承継・引継ぎ支援センターをあまり活用したことのない M&amp;A 支援機関とのコミュニケーションの活性化も念頭に、各事業承継・引継ぎ支援センターにおいて研修会等を積極的に開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年度に、商工団体や地域金融機関、士業等専門家をはじめとする M&amp;A 支援機関と連携してセミナーや研修会等を 4,115 回実施(2020 年度は 986 回)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も、これまで事業承継・引継ぎ支援センターをあまり活用したことがない商工団体や地域金融機関、士業等専門家をはじめとする M&amp;A 支援機関との関係性の構築、連携強化のため、セミナーや研修会等を積極的に開催する。</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● また、商工団体や地域金融機関、士業等専門家をはじめとする M&amp;A 支援機関から事業承継・引継ぎ支援センターに紹介された案件について、紹介後も必要に応じて両機関が連携して支援を行えるよう、2021 年度中に、紹介元の M&amp;A 支援機関に対する紹介後の案件の進捗状況等に関する適切な情報共有のあり方等について検討を行い、必要に応じて事業承継・引継ぎ支援センターの業務フロー等を見直す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業承継・引継ぎ支援センターから M&amp;A 支援機関への情報共有に当たっては、相談者の意向を踏まえて対応することを原則としつつ、進捗状況や情報共有の範囲について慎重に対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機微な事業承継の情報に関しては、情報漏洩リスクや秘密保持義務の観点から、案件毎に慎重に対応すべきとの要請もあるため、個別案件に M&amp;A 支援機関の理解を得ながら適切に対応されるよう、引き続き、事業承継・引継ぎ支援センターに促していく。</li> </ul>

	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年度中に、事業承継・引継ぎ支援センターの登録民間支援機関及びマッチングコーディネーターの登録状況や支援実績等を踏まえ、更新制の導入を含め、公平性の観点から登録に係る基準等を見直す。なお、対面ではなく、Web 上での支援を行う M&amp;A プラットフォーマーについても、仲介支援等を行う場合には、登録民間支援機関に含まれ得る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業承継・引継ぎ支援センターの登録民間支援機関及びマッチングコーディネーターについて、支援実績や活動等が認められない場合に更新対象から除外する仕組み等を検討。引き続き、継続的な検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も、支援実績等を踏まえ、登録民間支援機関及びマッチングコーディネーターの活動の活性化を促す。</li> <li>● 併せて、更新制の導入を含め、公平性の観点から、登録に係る基準の見直しを検討する。</li> </ul>
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在、事業承継・引継ぎ支援センターは M&amp;A プラットフォーマー一者との連携に取り組んでいるところ、2021 年度早期に連携が決定している他の二者との連携を開始する。引き続き、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携を希望する M&amp;A プラットフォーマーの掘り起こしを行い、M&amp;A プラットフォーマーの活動状況や諸外国の連携基準等も参考にしつつ、連携基準の見直しも必要に応じて検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年 7 月、事業承継・引継ぎ支援センターは、新たに M&amp;A プラットフォーマー 2 者との連携を開始。センターと連携する M&amp;A プラットフォーマーは合計 3 者となり、これまでに M&amp;A プラットフォーマーのプラットフォーム上に 811 件の案件が掲載。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【別紙 P4 参照】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も、現在連携している M&amp;A プラットフォーマーとの連携状況や、他の M&amp;A プラットフォーマーの活動状況等を踏まえながら、連携方法の改善を行うなど、連携の更なる活性化を図る。</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>● M&amp;A プラットフォーマーのデータベースとの連携強化も念頭に、マッチングの成約率向上の観点から、事業承継・引継ぎ支援センターのデータベースを 2021 年度から 3 年程度をかけて段階的に改修する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年度に、以下のとおりデータベースの改修を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな M&amp;A プラットフォーマー 2 者との連携に必要な改修</li> <li>・ 支援先事業者の業種区分の細分化</li> <li>・ 検索キーワードの追加によるレコメンド機能の強化 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2022 年度は、更なるマッチング機会を創出するための AI 導入に関する検討等を行い、必要な改修を行う。</li> </ul>

	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>● なお、データベース改修前においても、当面の措置として、データベースの備考欄の記載情報を充実させたり、全国の事業承継・引継ぎ支援センターの相談情報をデータベース化した中小企業基盤整備機構が運営するノンネームデータベース(NNDB)の業種区分を細分化したりするなど、可能な範囲で改善に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年度に、M&amp;A プラットフォーマーの運用も参考にしつつ、NNDB の業種区分について、従来の 41 業種を 45 業種に細分化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も、データベース備考欄の記載情報について、マッチング成約につながったキーワード等を収集、分析し、マッチングに効果的な情報の粒度を高めるなど、改善に取り組む。</li> </ul>
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 併せて、データベースの改修状況等に応じて、M&amp;A プラットフォーマーの取組等も参考にしつつ、事業承継・引継ぎ支援センターの職員向けに、データベースに登録する情報の内容等に関するマニュアルの整備等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年度に、データベースの備考欄の記載について、原則、希望する譲受側の所在地や条件を記載することを義務づける運用に改めるとともに、事業承継・引継ぎ支援センターの職員に備考欄の記載方法に関する研修を 34 回、715 名に対して実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も、データベース登録情報の内容の充実等を図るとともに、定期的に研修を実施する。</li> </ul>
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業承継・引継ぎ支援センターの業務について、感染症への対応も念頭に、デジタルによる支援を可能とする運用に改めるほか、手続の合理化を検討する。具体的には、まずは 2021 年度早期に、従来面談を必須としていた一次対応(窓口相談)を電話・Web でも可とする運用に改めるほか、原則として相談事業者からメールアドレスの提供を受けることとするなどの取組を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年度に、従来面談を必須としていた一次対応(窓口相談)を電話・Web でも可能とする運用に見直し。2021 年度の Web 相談は 469 件。</li> <li>● また、原則として相談事業者からメールアドレスの提供を受けることとしたほか、一部書式において押印を廃止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も、事業承継・引継ぎ支援センターの手続の合理化、デジタル化を検討し、必要な改善を図る。</li> </ul>

	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>● また、2021 年度中に、早期のマッチング成約を実現する観点から、事業承継・引継ぎ支援センターの一次対応から三次対応のそれぞれについて標準対応期間を設定するほか、広域連携も推進する観点から、事業承継・引継ぎ支援センター間のマッチングの成約実績の評価に際して、譲渡側センター0.5 件、譲受側センター0.5 件のカウントから、譲渡側センター1 件、譲受側センター1 件に改める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年 4 月、事業承継・引継ぎ支援センターのデータベース上で、前回相談対応から 6 ヶ月経過した場合に相談者に次の対応を促すためのアラート機能の利用を、各事業承継・引継ぎ支援センターの評価項目に追加。</li> <li>● 2021 年 4 月、広域連携を推進する観点から、本計画どおりマッチングの成約実績の評価方法を改めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2022 年度から、長期滞留案件の全数フォローアップを行い、案件ごとの現状把握と活性化に取り組む。</li> </ul>
<b>取組②: 事業承継・引継ぎ支援センター職員の人員強化、業務標準化</b>				
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年度及び 2022 年度において、優秀な M&amp;A 支援人材や経営者 OB 人材を全国的に公募し、地方の事業承継・引継ぎ支援センターへの配置等を行う取組を試行する。その上で、本取組の有効性を検証し、2023 年度において必要に応じて全国展開を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年度に、M&amp;A 支援の実務経験を有する人材の全国公募を行い、4 事業承継・引継ぎ支援センターにおいて 1 名ずつ民間企業からの出向受入れを実施。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【別紙 P6 参照】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2022 年度は、M&amp;A 支援の実務経験を有する人材の受入れを前年度から倍増させることを目指す。</li> <li>● また、2021 年度に受け入れた事業承継・引継ぎ支援センターや M&amp;A 支援人材からの意見を踏まえ、事業承継・引継ぎ支援センターの業務効率化や運営改善に向けて、好事例の展開等を行っていく。</li> </ul>
	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>● また、2021 年度及び 2022 年度において、事業承継・引継ぎ支援センターにおける支援や職員の人材育成の取組等を分析し、中小 M&amp;A 支援に係る専門技術的なスキルだけでなく、ヒューマンスキルや IT スキル等も含め、必要な人材育成カリキュラムを検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年度に、全国の事業承継・引継ぎ支援センターの職員に対して、事業引継ぎ支援センターと事業承継ネットワーク事業の統合による機能の拡充や専門技術的なスキル、データベースの活用に係る IT スキル等に関する研修を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2022 年度は、中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部において、リーダーシップやコミュニケーション等のマネジメント能力の向上やリスクマネジメントを含む人材育成カリキュラムを作成する。</li> </ul>

		<p>その上で、2023 年度から、全国の事業承継・引継ぎ支援センターの職員向けの定期的な人材育成を大幅に強化する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● また、2023 年度から、全国の事業承継・引継ぎ支援センターの職員向けの人材育成研修において、作成した人材育成カリキュラムを活用する。</li> </ul>
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 併せて、2021 年度より、事業承継・引継ぎ支援センターの業務標準化や底上げを行うため、中小企業基盤整備機構の地域本部に、中小 M&amp;A 支援など、事業承継支援の専門家である「中小企業アドバイザー（事業承継・引継ぎ支援）」を配置し、管内の事業承継・引継ぎ支援センターに伴走して地域の実情等も踏まえつつ支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年度は、中小企業基盤整備機構の地域本部に「中小企業アドバイザー（事業承継・引継ぎ支援）」を配置し、管内の事業承継・引継ぎ支援センターに伴走して、ネットワーク構成機関による案件の掘り起こし等の支援を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も、各地域本部の中小企業アドバイザー（事業承継・引継ぎ支援）と全国本部が連携し、M&amp;A 支援機関による案件の掘り起こしや体制づくりなど課題解決に取り組むことにより、事業承継・引継ぎ支援センターによる支援の底上げ等を図っていく。</li> </ul>
課題①－ ii : 潜在的な譲受側（創業希望者等）の掘り起こし不足				
取組①: 創業支援事業等との連携				
	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年度から、認定連携創業支援等事業者が実施する創業塾や創業セミナーにおいて、経営資源引継ぎ型創業を含め、中小 M&amp;A 支援措置等に関する情報の周知を図るとともに、経営資源引継ぎ型創業を希望する者に対して、創業支援機関から事業承継・引継ぎ支援センターの後継者人材バンクへの登録を促すなど、中小企業庁が地方自治体とも協力して創業支援事業との連携を強化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年 12 月、後継者人材バンク等に関して、中小企業庁から都道府県を通じた認定連携創業支援等事業者への周知を行うとともに、総務省「地域おこし協力隊起業・事業化研修」等のセミナーを通じた広報活動を実施。</li> <li>● 2021 年度は、後継者人材として 1,368 件の新規登録があり、累計登録者数は 5,617 名。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も、各認定連携創業支援等事業者との連携をはじめとする創業支援事業との連携を強化するとともに、創業希望者への経営資源引継ぎ型創業に関する魅力発信や施策情報等の広報に取り組む。</li> </ul>

	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年度に、一部の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、M&amp;A プラットフォーマーとの連携に加えて、オープンネームでのマッチングを含め、人材紹介プラットフォーム等との新たな形態での連携を試行する。その上で、本取組の有効性を検証し、本取組を行う事業承継・引継ぎ支援センターを徐々に拡大する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2022 年 5 月、オープンネームでのマッチングを含め、人材紹介プラットフォーム等との新たな形態での連携を試行するため、事業承継・引継ぎ支援センターからの提案を募集。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【別紙 P7 参照】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2022 年度は、3 つ程度の提案に基づく試行を実施予定。</li> </ul>
<b>取組②: 事業承継・引継ぎ補助金における新たな対象類型の創設(経営資源引継ぎ型創業)</b>				
	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年度に、事業承継・引継ぎ補助金において、経営資源引継ぎ型創業を促進するため、新たな類型である「創業支援型」を創設し、今後も本類型を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和 2 年度第 3 次補正予算「事業承継・引継ぎ補助金」において、「創業支援型」を創設し、56 件の経営資源引継ぎ型創業を支援。</li> <li>● 令和 3 年度補正予算及び令和 4 年度当初予算においても同補助金において「創業支援型」を設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「事業承継・引継ぎ補助金」において「創業支援型」を設け、引き続き経営資源引継ぎ型創業を支援する。</li> </ul>
<b>課題②: 安心できる取引を確保するための取組の不足</b>				
<b>取組①: 事業承継・引継ぎ支援センターによる士業等専門家の活用支援</b>				
	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、外部専門家による税務面・法務面に関する相談対応や企業概要書の作成支援など、士業等専門家による中小 M&amp;A の個別案件へのスポット支援を行っているところ、今後も中小 M&amp;A の実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年度より、事業承継・引継ぎ支援センターと弁護士会との連携を本格化。7 地域において勉強会等を合計 31 回実施する等、取組が進展。弁護士が支援した連携案件は 18 件に上り、うち 6 件は成約に至った。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【別紙 P8～10 参照】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年度に開始した事業承継・引継ぎ支援センターと弁護士会との連携について、その取組を拡大するとともに、引き続き中小 M&amp;A の実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。</li> </ul>



	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方の小規模・超小規模 M&amp;A についても弁護士による必要な支援を充実させるため、2021 年度中に、事業承継・引継ぎ支援センターと弁護士会の連携強化に向けて、地域の実情に応じて弁護士の紹介やお互いの人材育成等を行う組織的な取組を開始する。その上で、継続的に当該取組の内容・効果の確認・検証等を行いつつ、2025 年度までを目途に、当該取組を希望する地域で段階的に導入を進め、全国規模での当該連携強化を目指す。</li> </ul>	取組番号 16 を参照	取組番号 16 を参照
取組②: 事業承継・引継ぎ補助金による支援(士業等専門家活用費用補助等)				
	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業承継・引継ぎ補助金において、デュディリジェンス費用や企業価値算定費用など、士業等専門家の活用に係る費用を補助しているところ、今後も中小 M&amp;A の実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和3年度当初予算事業より、補助対象となる仲介・FA 手数料について、FA・仲介費用見積額が、レーマン表により算出される金額(着手金含む報酬総額)よりも低い金額又は同額の場合には相見積もり取得不要とすることで、保秘が重要な中小 M&amp;A の実務の状況等に合った制度へと改善。</li> <li>● また、令和3年度補正予算事業では、本補助金を中小企業基盤整備機構の「中小企業生産性革命推進事業」に位置づけることで、年間を通じて機動的かつ柔軟な支援を実現。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【別紙 P11 参照】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も、中小 M&amp;A の実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。</li> </ul>

	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>● なお、地域金融機関において経営支援事業を立ち上げ、更に事業内容を拡充しようとする取組が広がりつつあるところ、本補助金の補助対象となる経費には、地域金融機関による中小M&amp;A支援に係るアドバイス費用等も含まれ得ることから、本補助金も一つのテコとして、地域金融機関に対して中小M&amp;A支援のより一層の積極化を促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「M&amp;A 支援機関登録制度」において、多数の地域金融機関は登録を行っているところ、「事業承継・引継ぎ補助金」により、地域金融機関による中小M&amp;Aの支援を後押し。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も、「事業承継・引継ぎ補助金」もテコに、地域金融機関に対して中小M&amp;Aの支援のより一層の積極化を促していく。</li> </ul>
取組③: 表明保証保険の推進によるリスクの低減				
	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小M&amp;Aの市場が未だ黎明期である中、着実に中小M&amp;Aを推進していく一環として、中小M&amp;Aのリスク低減に向けて、中小企業による表明保証保険の活用を広く促すことが必要であることから、2021年度から表明保証保険の市場が活性化するまでに必要な間の特例措置として、事業承継・引継ぎ補助金(専門家活用型)の補助対象経費に表明保証保険の保険料を含める。</li> <li>● 表明保証保険に関しては、損害保険会社に対して匿名性を確保した上で事故等の情報提供を求めることとし、国として、中小M&amp;Aの実態をより正確に把握することで、必要に応じて、より安心な取引の確保に向けた検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「事業承継・引継ぎ補助金」において、令和3年度当初予算事業より、表明保証保険の保険料を補助対象に追加。  【別紙 P11～13 参照】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も、表明保証保険の市場が活性化するまでの間、「事業承継・引継ぎ補助金」の補助対象経費に表明保証保険の保険料を含めるとともに、中小M&amp;Aにおける表明保証保険の活用状況や活用に応じた課題等を把握し、必要な対応を検討する。</li> </ul>



			<ul style="list-style-type: none"> <li>● なお、表明保証保険の推進は、大規模・中規模 M&amp;A においても重要である。</li> </ul>		
<b>大規模・中規模 M&amp;A の円滑化</b>					
<b>課題①: 中小企業における M&amp;A に関する経験・人材の不足</b>					
<b>取組①: 簡易な企業価値評価ツールの提供</b>					
		21	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業が M&amp;A の実施に当たっておおよその参考にできる自社の企業価値を簡易に評価できるツールを提供するため、2021 年度において、一部の事業承継・引継ぎ支援センターでの試行的な活用等を通じて、中小企業に必要な機能等を明らかにする。その上で、遅くとも 2023 年度中を目途に、事業承継・引継ぎ支援センターの業務に応じたツールの活用等を本格的に開始する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年度に、企業価値評価手法の分類や活用実態の調査、及び企業価値評価ツールの活用に関する調査を実施。</li> <li>● 中小企業においては、財務情報の正確性に対する課題や、事業計画が作成されていないという課題等により、各評価手法を活用することの困難さを詳細に把握した。</li> <li>● また、年買法等が主な取引価格決定の手法として利用されている現状が認識された。年買法は企業価値評価手法ではなく、その位置づけや留意点を取引当事者が十分理解した上で用いられることが望ましいとのコメントも確認された。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【別紙 P14 参照】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業の M&amp;A の実態に沿ったツールの検討、活用方法の検証が必要であると考えられ、2022 年度事業は、M&amp;A 取引における成約価格に対する調査や、過去の取引実績を基にした企業評価に対する実証分析を行う。</li> </ul>
		22	<ul style="list-style-type: none"> <li>● なお、こうしたツールの活用等は、小規模・超小規模 M&amp;A においても有用</li> </ul>	取組番号 21 を参照	取組番号 21 を参照

		であり、小規模・超小規模 M&A においても必要な支援を行っていく。		
		取組②: 事業承継・引継ぎ補助金等による支援(デューデリジエンス、セカンドオピニオンの推進等)		
	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業承継・引継ぎ補助金において、デューデリジエンス等に係る士業等専門家の活用費用を補助しているところ、2021 年度からは更に他の M&amp;A 支援機関から意見を求めるセカンドオピニオンも補助対象とすることを明示し、今後も中小 M&amp;A の実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「事業承継・引継ぎ補助金」の「専門家活用型」において、令和 3 年度当初予算事業より、セカンドオピニオンも含めて補助対象とすることを明示。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【別紙 P11 参照】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も、中小 M&amp;A の実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。</li> </ul>
	24	<ul style="list-style-type: none"> <li>● また、デューデリジエンスを推進するため、中小企業等経営強化法において、経営力向上計画に基づき M&amp;A による経営資源集約化を実施する際に行うデューデリジエンスについて、中小企業信用保険法の特例の対象として、必要な資金に係る債務保証を措置する改正法案を第 204 回国会に提出した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第 204 回国会において本改正法が成立し、2021 年 8 月 2 日に施行。また、租税特別措置法を改正し、経営力向上計画に基づきデューデリジエンスを実施する場合に活用可能な経営資源集約化に資する税制を創設。</li> <li>● 2021 年 8 月から具体的な執行を開始し、2022 年 4 月までの 9 ヶ月間で経営資源集約化に資する税制及び信用保険法の特例、債務保証の前提となる計画の認定件数は 108 件。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【別紙 P20～21 参照】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も、更なる活用促進に向けて広報活動等に取り組む。</li> </ul>

課題②－ i :M&A 前後の取組の不足			
取組①:よろず支援拠点における経営戦略策定の支援			
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各都道府県に設置されているワンストップ総合窓口である「よろず支援拠点」において、感染症による影響も踏まえ、ウィズコロナ／ポストコロナ社会に対応した経営戦略の策定など、中小企業が抱える様々な経営課題に引き続き対応する。特に、M&amp;A 等により経営基盤を強化し、中堅企業への成長を促すため、意欲のある中小企業に対する積極的な支援をすべく、例えば PMI も含めて M&amp;A の段階に応じて専門機関への橋渡しを行うなど、官民双方の支援機関との連携をより一層促進していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小 M&amp;A における PMI を推進するため、2022 年 3 月に「中小 PMI ガイドライン」を策定して PMI の「型」を提示するとともに、専門家による伴走支援等の支援策をまとめた「中小 PMI 支援メニュー」を策定。</li> <li>● また、2021 年度から、新型コロナウイルス感染症の影響や、世界的な脱炭素化、デジタル化の要請等、経営環境の急変化を踏まえ、経営者の自己変革力や潜在力を高めるべく、一部のよろず支援拠点において、M&amp;A 後の成長を志向する企業含め、成長を志向する企業に対する伴走支援を 21 拠点で実証し、1 拠点あたり平均 6 社、1 社あたり平均 17 件の相談対応を実施。更に、2022 年 5 月には、経営者との対話を重視し、経営課題の解決のみならず、経営課題の設定にも注力する経営力再構築伴走支援を全国に着実に浸透させるべく、各支援機関の連携を促進するため、「経営力再構築伴走支援推進協議会」を設立。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【別紙 P16～17 参照】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小 PMI 支援メニューに基づき、中小 PMI ガイドラインの周知や専門家育成等を行い、これらの取組の成果等を踏まえ、中小 PMI ガイドラインを改訂する。</li> <li>● 2022 年度は、全 47 拠点において伴走支援の取組を実施し、M&amp;A 等による経営基盤の強化や M&amp;A 実施後の事業の成長含めて、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に引き続き対応する。</li> </ul>

取組②: 中小 M&A における PMI への段階的な支援の充実(中小 M&A における PMI に関する指針の策定等)				
	26	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年度中に、中小 M&amp;A において望まれる PMI のあり方及び PMI の進め方を示すべく、中小 M&amp;A における PMI に関する指針を策定する。その際、中小 M&amp;A においては譲受側も中小企業であることが多く、必ずしも潤沢な予算や人材等のリソースを投入できないこと等を踏まえ、中小 M&amp;A において実務上対応可能な内容とすることを意識するものとする。</li> </ul>	取組番号 25 を参照	取組番号 25 を参照
	27	<ul style="list-style-type: none"> <li>● M&amp;A 支援機関は、中小 M&amp;A における PMI に関する指針の内容も参考にしつつ、中小 M&amp;A における PMI 支援サービスの提供を検討し、2025 年度までに一定程度の支援が提供されることを目指す。政府は、M&amp;A 支援機関の取組を後押しするべく、M&amp;A 支援機関における PMI 支援サービスの提供状況等を踏まえつつ、必要な予算措置等の支援策を検討する。</li> <li>● なお、PMI 支援は、小規模・超小規模 M&amp;A においても重要であり、小規模・超小規模 M&amp;A においても必要な支援を行っていく。</li> </ul>	取組番号 25 を参照	取組番号 25 を参照
取組③: 経営資源集約化に資する税制や事業承継・引継ぎ補助金による支援(M&A 後の設備投資・販路開拓の支援等)				

	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和 3 年度税制改正において経営資源集約化に資する税制を措置し、本税制措置の一つとして、設備投資額の 10%の税額控除(※資本金 3,000 万円超の中小企業者等の場合は 7%)、又は全額即時償却を認めることとしたところであり、本税制措置の活用を促すべく、周知広報等を行う。</li> </ul>	取組番号 24 を参照	取組番号 24 を参照
	29	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業承継・引継ぎ補助金において、M&amp;A を含む事業承継後の設備投資や販路開拓等の新たな取組に係る費用を補助しているところ、今後も中小 M&amp;A の実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。</li> </ul>	取組番号 18 等を参照	取組番号 18 等を参照
	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>また、事業再構築補助金により、事業再編を行い、新たな事業形態のもとに、ウィズコロナ／ポストコロナ社会に対応するための新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組を行う中小企業等を手厚く支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アフターコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために、令和 2 年度 3 次補正予算より、「中小企業等事業再構築促進事業」(令和 2 年度第 3 次補正予算において、1 兆 1458 億円を措置)を実施。令和 3 年度補正予算において 6,123 億円を計上し、新たにグリーン分野の課題解決に資する取組を行う事業者を対象としたグリーン成長枠を創設。更に令和 4 年度予備費予算において 1,000 億円を措置し、現在第 6 回公募の申請受付中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たにグリーン分野へ進出する事業者を対象としたグリーン成長枠、原油価格・物価高騰等の予期せぬ経済環境の変化を受けている事業者を対象とした原油価格・物価高騰等緊急対策枠を創設し、引き続き中小企業者等の支援を行う。今後もさらに 2 回程度の公募を予定。</li> </ul>
課題②－ii : 中小企業向けファンドのすそ野の狭さ				

取組①: 中小企業向けファンドによる支援の取組に関する周知広報				
	31	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業が必要に応じてファンドに支援を求められるよう、ファンドによる支援の内容等について中小企業の理解を促すため、2021 年度中に官民が一体となってファンドによる中小 M&amp;A 支援の内容や具体的な事例を分かりやすく整理し、中小企業向けに継続して広報を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年 2 月より中小企業政策審議会金融小委員会を開催し、中小企業の新たな資金調達方法として、ファンドを含むエクイティ・ファイナンスの活用について検討。2022 年 6 月に中間とりまとめを実施し、併せて「PE ファンド等による投資に関する実態調査」及び「中小企業におけるエクイティ・ファイナンス活用事例集」を公表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融小委員会中間とりまとめを踏まえ、ファンドを含むエクイティ・ファイナンスに関する中小企業向けの手引きの作成等を行い、周知広報を強化する。</li> </ul>
取組②: 中小企業経営力強化支援ファンド出資事業を通じた中小企業向けファンドのすそ野の拡大				
	32	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業基盤整備機構が行う中小企業経営力強化支援ファンド出資事業において、後継者不在の中小企業等を譲り受けて自ら経営者として企業の再成長を実現させようとする経営者候補（サーチャー）に対して資金等の支援を行うサーチファンドを含め、中小 M&amp;A を支援する新たな形態や新たなプレイヤーによるファンドの組成を重点的に支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年 11 月より、中小機構の経営力強化支援ファンド出資事業においてサーチファンドの提案募集を開始。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融小委員会中間とりまとめも踏まえ、国内外のサーチファンドの取組の状況等を注視して引き続き必要な支援に取り組む。</li> </ul>
	33	<ul style="list-style-type: none"> <li>● また、地域金融機関を出資者として、当該地域金融機関と連携して、地域の中小企業を重点的に支援するファンドや、後継者となる経営者候補によるマネジメント・バイアウト(MBO)を支援するファンドなど、従来の PE ファンドよりも投資リターン目線は低い、幅広</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年 2 月より中小企業政策審議会金融小委員会を開催し、中小企業の新たな資金調達方法としてファンドを含むエクイティ・ファイナンスの活用について検討。2022 年 6 月に中間とりまとめを実施し、中小企業向け投資の低い投資リターンを補う観点からの支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2022 年度中に中小企業経営力強化支援ファンド出資事業で一定の条件下で他の投資家に優先分配する仕組みを創設する。</li> <li>● その検討に当たっては、東日本大震災時に講じられた特例措置(産業復興出資事業)等の類似の制度も参考にし</li> </ul>



		い中小企業のニーズに即して中小M&Aを支援するファンドの組成を後押しするため、中小企業経営力強化支援ファンド出資事業において、他の投資家に優先分配を行える仕組みを措置するなどの特例措置の創設について、2021年度中に検討を行い、結論を得る。	施策として、中小機構の「経営力強化支援ファンド出資事業」において、他の投資家に優先分配を行える措置が提言。  【別紙 P22 参照】	つつ、実施期間や対象について必要な制限等を設けるとともに、中小企業におけるエクイティ・ファイナンスの活用実態を踏まえて柔軟に対応する。
<b>中小 M&amp;A に関する基盤の構築</b>				
課題①: 事業承継等の準備を後回しにしている中小企業の存在				
取組①: 事業承継ガイドラインの改訂等				
	34	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業の経営者が事業承継の課題やプロセスを理解することを促すとともに、中小企業の事業承継支援の標準を確立するため、2016年に策定された事業承継ガイドラインについて、2021年度中にその後の状況変化等を反映した改訂版を策定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2022年3月に、「事業承継ガイドライン」を改訂。2016年の改訂時以降に事業承継に関連して生じた変化や施策等を更新するとともに、近年増加しつつある従業員承継やM&amp;Aに関する説明を充実。加えて、現経営者目線だけでなく、事業を引き継ぐ後継者の目線に立った説明も追加。  【別紙 P18 参照】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 従業員承継も含め、円滑な事業承継に向けて、今回改訂した「事業承継ガイドライン」等の内容も参考にしつつ、事業承継・引継ぎ支援センターによる支援を進める。</li> </ul>
	35	<ul style="list-style-type: none"> <li>● また、事業承継を先送りにしている中小企業経営者やその親族等に対し、早期の事業承継や経営資源引継ぎの取組に着手することを促すため、様々なメディアを活用した広報やPR施策を集中的に実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● テレビ番組や新聞、ラジオ、WEB等の多様なメディアを活用した広報活動を実施し、現経営者やその親族等に対し、早期の事業承継・引継ぎの有効性や、事業承継・引継ぎ支援センターを中心とする支援施策等に関する情報を発信。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2022年度は、引き続き多様なメディアを活用し、事業を引き継ぐ後継者候補や譲受側企業等も対象に含めつつ、事業承継・引継ぎ後の成長も見据えた広報・PRを行う。</li> </ul>

取組②:取引事業者、業界団体、商工団体、地域金融機関、土業等専門家等からの事業引継ぎ等に関する早期かつ継続的な、親族等のステークホルダーを含む対話の推進				
	36	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個々の企業が、M&amp;A 等の事業承継支援を含めた企業間連携の推進等を宣言する「パートナーシップ構築宣言」について、更なる普及拡大を図るため、労使代表や業所管省庁から各業界団体を通じて「宣言」の作成・公表に向けた周知や働きかけを実施し、2021 年度中に 2,000 社の宣言を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年度に、労使代表や業所管省庁から各業界団体を通じて「パートナー構築宣言」の作成・公表に向けた周知や働きかけを実施し、7,000 社が宣言。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も、大企業を含め、宣言数の拡大に向けた周知を行うとともに、フォローアップ調査等を通じた実効性の強化に取り組む。</li> </ul>
	37	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 取引事業者、業界団体、商工団体、地域金融機関、土業等専門家等や、親族等のステークホルダーに対して、事業引継ぎに関する早期かつ継続的な対話を促すため、2021 年度から、地域独自の課題やニーズを踏まえた対話促進の普及啓発イベントを実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業基盤整備機構の地域本部及び地方経済産業局が連携し、地域の状況に応じた事業承継・引継ぎに係る啓発イベントを開催。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も、地域独自の課題やニーズを踏まえた対話促進の普及啓発イベントを実施する。</li> </ul>
取組③:企業健康診断への発展的な見直し等				
	38	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業経営者の気づきを継続的に促し、M&amp;A を含む事業承継に向けた具体的な行動につなげる診断や計画策定支援を行うべく、2021 年度及び 2022 年度に、事業承継に係る診断から計画策定までの取組について、ナッジの活用や、企業価値評価ツールとの連携等を検討し、事業承継を含め、日頃から企業価値の維持・向上を意識した経営を促す「企業健康診断」へ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年度に、事業承継診断の使用方法、診断後の提案状況等を調査。現状の事業承継診断票は、初期相談時におけるドアノックツールとして有効なものの、診断結果による企業の課題の抽出や、次の行動への後押しには至らない、という点が課題として報告された。</li> <li>● 企業の磨き上げや事業承継・M&amp;A など将来を見据えた次の行動を自発的</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業承継診断は初期面談時のドアノックツールとしての有効性を評価し、今後も活用を継続する一方で、2021 年度の調査結果を踏まえ、2022 年度は、診断票の改善や、将来の事業承継も見越して企業価値の維持・向上を意識した経営を促す手法・ツール等の検討を行う。</li> </ul>

		<p>発展的に見直す。その上で、2023 年度以降、全国の事業承継・引継ぎ支援センターや事業承継ネットワーク構成機関における活動の一助として、新たな取組の実施を慫慂するとともに、事業承継ネットワーク構成機関毎の情報を集約化し、今後の施策立案等に活用する仕組みを構築する。</p>	<p>に起こすための有用な仕組みとする必要があると報告された。</p> <p style="text-align: right;">【別紙 P15 参照】</p>
課題②: 中小 M&A を行う上での制度的課題の存在			
取組①: 所在不明株主の株式の買取り等に要する期間の短縮(会社法の特例の創設)			
	39	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現行の会社法上の手続(会社法第 197 条及び第 198 条)では、所在不明株主に対して行う通知等が 5 年以上継続して到達せず、当該所在不明株主が継続して 5 年間剰余金の配当を受領しないことを要するところ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」において、経済産業大臣の認定を受けた場合に限り、当該「5 年」という期間を「1 年」に短縮する特例を創設する内容の改正法案を第 204 回国会に提出した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第 204 回国会において本改正法が成立し、2021 年 8 月 2 日に施行。</li> <li>● 2021 年 8 月から具体的な執行を開始し、パンフレット、各種士業団体及び研修等を通じた周知・広報を実施しているが、これまでの活用は確認できていない。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【別紙 P19 参照】</p>
取組②: M&A 手法の選択の幅を狭める制度的課題(例: 許認可等承継)への対応			
	40	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「中小企業等経営強化法」は事業譲渡等の際に一定の許認可等の承継を認める特例を設けており、「中小企業等経営強化法施行令」において当該特例の対象となる許認可等が指定され</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2022 年 3 月に改訂した「事業承継ガイドライン」、及び同月に策定した「中小 PMI ガイドライン」において、M&amp;A で用いる手法等に応じた許認可等の承継・引継ぎ時の取扱いについて掲載。</li> <li>● 中小企業等経営強化法の許認可等の承継の特例について、その実務上の論点等を注視し、必要に応じて許認可等の所管省庁と協議を行うなど、引き続き検討を行う。</li> </ul>

		<p>ている。この対象となる許認可等の拡充等について、許認可等の所管省庁と協議を行うなど、引き続き検討を行う。また、2021年度中に、中小 M&amp;A における許認可等の承継の取扱いについて情報を整理し、周知広報を行う。</p>	
<p>取組③: 経営者保証解除に関する制度・事業の周知広報、事業承継支援との連携強化</p>			
	41	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小企業等に対する経営者保証ガイドラインや経営者保証コーディネーターの支援内容等の周知・浸透に向けて、マスメディア等を通じた広報だけでなく、ターゲットを絞ったダイレクトメールの発送とその後の継続的なアプローチを行うとともに、政府系及び民間の金融機関の経営者保証徴求に関するデータ等も活用しつつ、経営者保証解除に前向きな取組事例の収集と横展開、融資現場への個別説明会等に積極的に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、ダイレクトメールの発送やアンケート調査の実施等、事業者への直接的なアプローチを継続することにより、経営者保証ガイドラインや経営者保証コーディネーターの支援内容等の周知を実施。また、金融機関に対する個別説明会の実施に加えて、エリア内のネットワーク構成機関同士の意見交換会等も主催し、融資現場へ積極的にアプローチ。</li> <li>● 事業承継・引継ぎ支援全国本部においては、経営者保証解除に前向きな取組事例を収集し、経営者保証通信の発行や経営者保証コーディネーター同士の情報共有の場において情報の横展開を実施。</li> </ul>
	42	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業承継診断等の際に経営者保証解除に関する項目を追加することで、経営者に承継時の経営者保証解除という選択肢があることへの気付きを与え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021年4月に、事業承継診断票に経営者保証に関する質問を追加し、経営者保証に関する気付きを与える様子に見直し。</li> <li>● 事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、事業承継時に経営者保証が後継者の事業承継の課題となっていることを踏まえ、経営者保証に関するニーズ</li> </ul>

		るとともに、経営者保証コーディネーターによる円滑な支援を実施するべく、事業承継・引継ぎ支援センターと経営者保証に関するニーズを有する取引先を抱える外部支援機関等との連携を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外部支援機関であるネットワーク構成機関に向けたアプローチを行い、エリアコーディネーターや経営者保証コーディネーターによって、各機関における経営者保証に関わる顧客ニーズの吸い上げを実施。</li> </ul>	を有する取引先を抱える外部支援機関等に対して、経営者保証解除に係る支援を経営者保証コーディネーターが行っている旨を定期的に周知し、連携を図っていく。
	43	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年度中に、事業承継・引継ぎ支援センター内において、事業承継支援と一体化した経営者保証解除支援を実施するため、情報共有に係る業務フローや事業承継計画を見直す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ネットワーク構成機関経由の掘り起こしからの案件化、事業承継に関するダイレクトメールや独自調査に反応があった先へのフォロー、計画的継続的な相談会等、間口を広げ、事業承継支援のフローの過程で経営者保証解除のニーズを拾い上げる仕組みを取り入れ、事業承継支援と一体化した経営者保証解除支援を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業承継支援のフローの過程で経営者保証解除のニーズを拾い上げる仕組みを継続する中、経営者保証コーディネーターと事業承継・引継ぎ支援センターの各担当責任者が経営者保証解除の動きを共有することで、連携した取組につなげていく。</li> </ul>
課題③: 中小企業における M&A 支援機関に対する信頼感醸成の必要性				
取組①: M&A 支援機関に係る登録制度等の創設				
	44	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年度中に、事業承継・引継ぎ補助金(専門家活用型)において、M&amp;A 支援機関の登録制度を創設し、M&amp;A 支援機関の活用に係る費用の補助については、予め登録された機関の提供する支援に係るもののみを補助対象とすることとする。また、登録した M&amp;A 支援機関による支援を巡る問題等を抱える中小企業等からの情報提供を受け付ける窓口も創設する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021 年 8 月より、M&amp;A 支援機関登録制度の運用を開始し、2021 年度に 2,823 件が登録。</li> <li>● また、登録 M&amp;A 支援機関による支援を巡る問題等を抱える中小企業等からの情報提供を受け付ける窓口を設置、2021 年度は 7 件の情報提供を受け付けた。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【別紙 P23～26 参照】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2022 年夏頃に、M&amp;A 支援機関登録制度の実績報告も活用して、中小 M&amp;A に関する取引実態を明らかにする。</li> <li>● また、登録 M&amp;A 支援機関に係る情報提供受付窓口について、中小企業等への周知広報を行う。</li> <li>● その上で、登録 M&amp;A 支援機関の支援実績や、情報提供受付窓口が集まっ</li> </ul>



				た情報等を踏まえ、必要に応じて更なる制度的な仕組みの強化を検討する。
	45	<ul style="list-style-type: none"> <li>M&amp;A 支援機関に係る登録制度については、中小 M&amp;A ガイドラインの遵守を宣言することなどを要件とし、登録した M&amp;A 支援機関に毎年度の中小 M&amp;A の成約実績等の報告を義務づけることも検討する。その上で、M&amp;A 支援機関に係る登録制度の運用を速やかに開始し、M&amp;A 支援機関による支援を継続的に把握しつつ、不適切な事例への対応が必要と判断される場合には、更なる制度的な仕組みの強化を検討する。</li> </ul>	取組番号 44 を参照	取組番号 44 参照
取組②:M&A 仲介等に係る自主規制団体の設立				
	46	<ul style="list-style-type: none"> <li>M&amp;A 支援機関、特に利益相反が懸念されている仲介業者において、中小 M&amp;A 仲介の公正・円滑な取引を促し、もって中小 M&amp;A 仲介の健全な発展と中小企業の保護を図ることを目的に、中小 M&amp;A の仲介業を営む者等を会員とする自主規制団体を 2021 年度中に設立する。そして、団体設立後は、① 中小 M&amp;A ガイドラインを含む適正な取引ルールの徹底、②M&amp;A 支援人材の育成のサポート、③仲介に係る苦情相談窓口等の活動を行い、中小企業が</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2021 年 10 月に、上場仲介業者 5 者によって「一般社団法人 M&amp;A 仲介協会」が設立。2022 年 6 月現在、幹事会員 3 社、正会員(仲介会員)7 社、正会員(金融会員)6 社で構成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も、M&amp;A 仲介協会等とも連携しつつ、引き続き中小 M&amp;A 仲介の公正・円滑な取引を推進する。</li> </ul>



		安心して支援を受けられる環境の整備に努める。		
取組③: 中小 M&A ガイドラインの普及啓発				
	47	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小 M&amp;A ガイドラインについて、M&amp;A 支援機関への浸透を図るため、事業承継・引継ぎ支援センター及び当該センターの登録民間支援機関に対して中小 M&amp;A ガイドラインの遵守を義務づけるなど、引き続き周知・徹底を行う。また、中小企業に M&amp;A に関する基本的な理解を促すため、引き続きセミナー等を通じた普及・広報を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小 M&amp;A ガイドラインについて、M&amp;A 支援機関への浸透を図るため、事業承継・引継ぎ支援センター及びセンターの登録民間支援機関に対して中小 M&amp;A ガイドラインに記載された行動指針に則った対応を求めるなど、中小 M&amp;A ガイドラインの周知・広報を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も、中小 M&amp;A ガイドラインについて、M&amp;A 支援機関への浸透を図るため、積極的な普及・広報等を行う。</li> <li>● また、2022 年度に、テレビ番組や新聞、WEB 等の多様なメディアを活用した広報活動を実施。</li> </ul>
事業再生・転廃業支援との連携				
課題①: 事業再生支援との連携強化の余地				
取組①: 事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業再生支援協議会の連携強化				
	48	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業再生支援協議会の連携に関する効果的な取組を共有するなど、引き続き事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業再生支援協議会の連携強化に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業活性化協議会(旧中小企業再生支援協議会)とが定期的に連絡会を実施するよう全国本部において指導するとともに、事業評価においても事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業活性化協議会との連携案件数を評価。</li> <li>● 2021 年度には、事業承継・引継ぎ支援センターが中小企業再生支援協議会を紹介した案件は 67 件(前期比+29 件)、事業承継・引継ぎ支援センターが中小企業活性化協議会から紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も、事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業活性化協議会の連携強化に取り組んでいく。</li> </ul>

			<p>された案件は 115 件(同+58 件)と連携が進展。</p> <p>※事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業活性化協議会との間で紹介・受付時期の差などにより、両機関の紹介、受付件数と一致しない場合がある。</p>	
取組②: 事業再生局面における経営資源集約化に資する税制による支援				
	49	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和 3 年度税制改正において経営資源集約化に資する税制を措置することとなったところ、本税制はスポンサー型事業再生でも活用できるものであり、事業再生の場面においても、M&amp;A の効果を高める設備投資減税、雇用確保を促す税制、準備金の積立の活用を促すべく、周知広報等を行う。</li> </ul>	取組番号 24 を参照	取組番号 24 を参照
課題②: 転廃業支援との連携強化の余地				
取組①: 事業承継・引継ぎ支援センターにおける M&A、経営資源引継ぎ支援から、やむを得ず転廃業する場合の相談、専門家の紹介までの切れ目ない支援、士業等専門家等との連携強化				
	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>やむなく転廃業せざるを得ない場合においても経営資源引継ぎ支援へと切れ目なく円滑につながることができるよう、特に資産超過で円滑な廃業や清算が可能なケースを念頭に、2021 年度中に、事業承継・引継ぎ支援センターと弁護士会の連携強化に向けて、地域の実情に応じて弁護士の紹介やお互いの人材育成等を行う組織的な</li> </ul>	取組番号 16 を参照	取組番号 16 を参照

		取組を開始する。その上で、継続的に当該取組の内容・効果の確認・検証等を行いつつ、2025年度までを目途に、当該取組を希望する地域で段階的に導入を進め、全国規模での当該連携強化を目指す。		
	51	<ul style="list-style-type: none"> <li>また、転廃業を行う中小企業の中には、債務超過の状況にある中小企業も一定数存在する。その場合、現状ではそのほとんどが破産等の法的整理になるが、そのような中小企業であっても、私的整理による事業再生・廃業を実現し、地域経済への影響を最小限にするために、中小企業再生支援協議会との連携を行う。具体的には2021年度中に、事業承継・引継ぎ支援センターによる廃業相談の対応時に、相談者の了解のもと、中小企業再生支援協議会の協力を得ながら、事業再生の可能性の見極め、私的整理による事業再生や廃業の相談を円滑に進められる体制を整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃業希望者が事業承継・引継ぎ支援センターに相談に来た場合、経営資源の譲渡等の支援可能かどうか検討し、廃業支援が必要と判断される場合には、相談者の希望を踏まえ、事業承継・引継ぎ支援センターと中小企業活性化協議会との連絡会等を開催するなど、円滑に事業再生や廃業が進められるような体制を構築すべく、中小企業基盤整備機構中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部において支援を行った。</li> <li>● また、一部の事業承継・引継ぎ支援センターにおいては、中小企業者向け・支援機関向けのセミナーを中小企業活性化協議会と共同して開催しており、円滑に相談ができる体制の整備に向けて、取り組んでいる例もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も、事業承継・引継ぎ支援センターによる廃業相談の対応時に、相談者の了解のもと、中小企業活性化協議会の協力を得ながら、事業再生の可能性の見極めや、私的整理による事業再生や廃業の相談を円滑に進められる体制を構築・維持していく。</li> </ul>
	52	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、相談の過程で転廃業に関する具体的な助言や支援が必要と判断した場合には、相談者の経営状況等に応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、相談の過程で転廃業に関する具体的な助言や支援が必要と判断した場合には、相談者の経営状況等に応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後も、事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、相談者の経営状況等に応じて、よろず支援拠点や中小企業活性化協議会、弁護士、税理士をはじめ</li> </ul>

		<p>じて、よろず支援拠点や中小企業再生支援協議会、税理士をはじめとする士業等専門家を紹介するなどの対応を行っているところ、今後も中小 M&amp;A の実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。</p>	<p>じて、よろず支援拠点や中小企業活性化協議会、弁護士、税理士をはじめとする士業等専門家を紹介するなどの対応を実施。</p>	<p>とする士業等専門家を紹介するなどの対応を行っていく。</p>
<p>取組②: 事業承継・引継ぎ補助金による支援(廃業費用補助等)</p>				
	53	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業承継・引継ぎ補助金において、M&amp;A を含む事業承継に伴う一部事業の廃業に係る費用を補助しているところ、今後も中小 M&amp;A の実務の状況等を把握しつつ、中小企業にとっての利便性の向上を図るべく、継続して支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和 3 年度補正予算「事業承継・引継ぎ補助金」において、「廃業・再チャレンジ型」を創設し、事業承継・事業引継ぎを伴う場合だけでなく、一定の条件下で廃業のみも支援。</li> <li>● 令和 4 年度当初予算においても同補助金において、「廃業・再チャレンジ型」を設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「事業承継・引継ぎ補助金」において「廃業・再チャレンジ型」を設け、引き続き経営者の再チャレンジの後押しにも資するよう廃業費用を支援する。</li> </ul>